（軽微な変更）

第四十五条の八　［略］

2　前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二　［略］

三　沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3　［略］

（変更登録の申請）

第四十五条の九　［略］

2　法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　法第二十七条の十九第三項において読み替えて準用する法第二十七条の十八第一項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

3　［略］

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第四十五条の十四　法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の十五の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二　［略］

2　［略］

（軽微な変更）

第四十五条の八　［略］

2　前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二　［略］

三　沖縄県及び離島（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3　［略］

（変更登録の申請）

第四十五条の九　［略］

2　法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

［新設］

［新設］

3　［略］

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第四十五条の十四　法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の十五の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二　［略］

2　［略］

（発電事業の届出）

第四十五条の十九　［略］

2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容

3　法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

三　［略］

4　［略］

第五節の二　特定卸供給事業

（特定卸供給事業の届出）

第四十五条の二十一の二　法第二十七の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の二の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十七条の三十第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　特定卸供給事業を行う地域

3　法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　電気の集約の方法に関するもの

二　供給能力の確保に関するもの

（発電事業の届出）

第四十五条の十九　［略］

2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容

3　法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

三　［略］

4　［略］

［新設］